

第8 税制の状況

- 1 平成27年度の税制改正の概要 141
- 2 平成27年度の県税の概要 150

平成27年度税制改正の概要

	改 正 点
個 人 住 民 税	<p>(1) 地方団体に対する寄附金に係る税額控除（いわゆる「ふるさと納税」）について、次の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 平成28年度以後の各年度分から控除する特例控除額について、所得割額（税額）の100分の20に相当する金額を限度とすることとされました。</p> <p>② 平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が税額控除の適用を受けようとする場合には、一定の要件の下、寄附金を支出する際に当該地方団体に申請をすることにより、寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする事とされました。また、この場合において、申告特例控除額（所得税の控除額相当分）を個人住民税から税額控除することとされました。</p> <p>(2) 住宅借入金等特別税額控除について、消費税率10%（国・地方）への引上げが平成29年4月に変更されることを踏まえ、その対象となる家屋の入居期限を平成31年6月まで延長することとされました。</p> <p>(3) 国外転出をする場合の所得税の譲渡所得等の特例が創設されること、所得割の課税標準の算定方法については、この特例による計算の例によらないものとする事とされました。</p> <p>(4) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をする者とする事とされました。</p> <p>(5) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が拡充されるとともに、所得税における未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設に合わせて、所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(6) 内部取引価格を独立企業間価格によるものとする課税の特例により、所得税に係る更正決定を受けた所得割の納税義務者が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る所得税の額の算定の基礎となった所得に基づいて課された所得割の徴収を猶予することとされ、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとされました。また、徴収の猶予をした所得割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとされました。なお、国税庁長官は、所得割の納税義務者が相互協議の申立てをした場合等には、当該所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得等を通知することとされました。</p>
地 方 法 人 課 税	<p>(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」といいます。）1億円超の普通法人の法人事業税の税率について、次の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に</p>

		改 正 点		
地 方 法 人 課 税	係る法人事業税の標準税率は、次のとおりとすることとされました。			
	付加価値割	資本割	所得割	
	0.72% (現行0.48%)	0.3% (現行0.2%)	所得のうち年400万円以下の金額	3.1% (現行3.8%)
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4.6% (現行5.5%)
			所得のうち年800万円を超える金額	6.0% (現行7.2%)
	② 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税の標準税率は、次のとおりとすることとされました。			
	付加価値割	資本割	所得割	
	0.96%	0.4%	所得のうち年400万円以下の金額	2.5%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	3.7%
			所得のうち年800万円を超える金額	4.8%
(2) 資本金1億円超の普通法人の法人事業税所得割の税率引下げに伴い、当該法人に係る地方法人特別税の税率（基準法人所得割額に対する付加税率）を次のとおりとすることとされました。				
① 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 93.5%（現行67.4%）				
② 平成28年4月1日以後に開始する事業年度 152.6%				
(3) 法人事業税資本割の課税標準である資本金等の額について、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とすることとされました。				
(4) 法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、次の措置を講ずることとされました。				
① 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算することとされました。				
② 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とすることとされました。				
(5) 法人事業税付加価値割の課税標準である付加価値額から、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「雇用者給与等支給増加額」といいます。）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上である等、一定の要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額を控除することとされました。				
(6) 資本金1億円超の普通法人のうち平成27年4月1日から平成29年3月31				

	改正点
地方法人課税	<p>日までの間に開始する各事業年度に限り、付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る法人事業税額が平成27年3月31日現在（平成28年4月1日以後に開始する事業年度については平成28年3月31日現在）の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る法人事業税額から控除することとされました。</p> <p>(7) 法人税における欠損金の繰越控除制度等に関する諸制度の改正に合わせて、地方法人2税について所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とすることとされました。</p> <p>電気供給業を行う法人の法人事業税収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を追加することとされました。</p>
地方消費税	<p>(1) 消費税率10%（国・地方）への引上げが平成29年4月に変更されることに伴い、地方消費税に係る所要の規定を整備することとされました。</p> <p>(2) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直しに合わせて、譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等が除かれるとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課する等所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(3) 地方消費税収の都道府県間の清算基準について、人口及び従業者数の割合が、12.5%ずつから、人口15%、従業員数10%に変更されました。また、75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分に基づき定める額に変更されました。</p>
自動車取得税	<p>(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象が見直された上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を8割軽減する特例措置について、軽減対</p>

	改 正 点
自動車取得税	<p>象が見直された上、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を 6 割軽減する特例措置について、軽減対象が見直された上、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を 4 割軽減することとされました。</p> <p>(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を 2 割軽減することとされました。</p> <p>(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（中古車に限ります。）の取得に係る課税標準の特例措置について、控除額及び軽減対象が見直された上、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」といいます。）のうち、一定のノンステップバスですべて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスですべて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーですべて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(10) 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備した一定のバス・トラックの取得について、当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたとき等に限り、取得価額から 525 万円を控除することとされました。</p> <p>(11) 車両総重量が 20t を超え 22t 以下の一定トラックで、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したものの取得について、当該取得が平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、取得価額から 350 万円を控除することとされました。</p> <p>(12) 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキのいずれかを装備した一定のバス等の取得について、当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたとき等に限り、取得価額から 350 万円を控除することとされました。</p>

	改正点
軽油引取税	<p>(1) 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から海上保安庁が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源並びに陶磁器製造業を営む者の製造工程における焼成又は乾燥に係る用途等が除外された上、その適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成 30 年 3 月 31 日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、課税しないものとする事とされました。</p>
狩猟税	<p>(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、課税しないものとする事とされました。</p> <p>(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成 27 年 5 月 29 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、課税しないものとする事とされました。</p> <p>(3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前 1 年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る税率を 2 分の 1 とすることとされました。</p> <p>(4) 狩猟者登録の申請書を提出する日前 1 年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除きます。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る税率を 2 分の 1 とすることとされました。</p>
不動産取得税	<p>(1) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の 5 分の 1 を参酌して 10 分の 1 以上 10 分の 3 以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とされた上、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。ただし、当該取得が特定都市再生緊急整備地域において行われた場合にあつては、価格から控除する額を当該不動産の価格の 2 分の 1 を参酌して 5 分の 2 以上 5 分の 3 以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とする事とされました。</p> <p>(2) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後 2 年以内に、一定の改修工</p>

	改 正 点
不 動 産 取 得 税	<p>事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額することとされました。</p> <p>(3) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上）の用に供する不動産について、非課税とすることとされました。</p> <p>(4) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限ります。）について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除することとされました。</p> <p>(5) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限ります。）について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除することとされました。</p> <p>(6) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が 5 人以下）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限ります。）について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除することとされました。</p> <p>(7) 国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に森林保険業務の用に供する不動産を追加することとされました。</p> <p>(8) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とすることとされました。</p> <p>(9) 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限ります。）の用に供する不動産について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除することとされました。</p> <p>(10) 次のとおり税負担軽減措置等の適用期限を延長することとされました。</p> <p>① 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>② 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>③ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p>

	改正点
不動産取得税	<p>④ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑤ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑥ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑦ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑧ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑨ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑩ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅及びその敷地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑪ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑫ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則 4%）を 3%とする特例措置の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑬ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑭ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p> <p>⑮ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとされました。</p>

改 正 点															
不 動 産 取 得 税	<p>(1) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額の上限を価格の2分の1に相当する額とされた上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとされました。</p>														
道 府 県 た ば こ 税 及 び 市 町 村 た ば こ 税	<p>(1) 旧3級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例が廃止された上、次に掲げる期間における税率は、それぞれ次に定める税率とすることとされました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期 間</th> <th colspan="2">税 率 (1,000本につき)</th> </tr> <tr> <th>道 府 県 た ば こ 税</th> <th>市 町 村 た ば こ 税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td>481円</td> <td>2,925円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>551円</td> <td>3,355円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>656円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた旧3級品の紙巻たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととされました。</p>	期 間	税 率 (1,000本につき)		道 府 県 た ば こ 税	市 町 村 た ば こ 税	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	481円	2,925円	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	551円	3,355円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	656円	4,000円
期 間	税 率 (1,000本につき)														
	道 府 県 た ば こ 税	市 町 村 た ば こ 税													
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	481円	2,925円													
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	551円	3,355円													
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	656円	4,000円													
そ の 他	<p>(1) 徴収猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととされました。</p> <p>① 納付方法の見直し</p> <p>地方団体の長は、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含みます。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとされました。</p> <p>② 申請手続等の整備</p> <p>徴収の猶予（その猶予期間の延長を含みます。）の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付（災害等による徴収の猶予の場合で提出が困難であると当該地方団体の長が認めるときを除きます。）し、これを当該地方団体の長に提出を要することとされたほか、申請に係る補正の手続、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含みます。）の不許可事由及び申請事項の調査に係る質問検査権等の整備を行うこととされました。</p> <p>③ 取消事由の追加</p> <p>徴収の猶予の取消事由について、次の事由を追加することとされました。</p> <p>イ 分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）</p> <p>ロ 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体</p>														

	改正点
その他	<p>に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）</p> <p>ハ 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき</p> <p>ニ 他の取消事由に類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき</p> <p>(2) 換価の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととされました。</p> <p>① 職権による換価の猶予の手続等の整備</p> <p>地方団体の長は、職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含みます。）をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができることとされました。</p> <p>② 申請による換価の猶予制度の創設</p> <p>地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除きます。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとされました。ただし、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（猶予申請中及び一定の猶予中のものを除きます。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含みます。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができることとされました。</p> <p>(3) 担保の徴収を不要とする場合について、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して当該地方団体の条例で定める場合とすることとされました。</p> <p>(4) 所得税の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあつては、更正の請求に基づくものに限ります。）又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金に係る還付加算金の計算期間の始期について、当該賦課決定の基因となった所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日とすることとされました。</p>

2 平成27年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所・家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)は偶数月の年6回(年金から差し引かれる)その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を有する法人(H26年10月1日以後開始する事業年度)	法人税額(国税)	4.0% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は3.2%)	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額		5%	翌月の10日(毎月)
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額		5%	翌月の10日(毎月)
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額		5%	翌年の1月10日
個人 の 事 業 税		次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下の場合第1期に全額納付)
※1法人 の 事 業 税		県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人(H26年10月1日以後開始する事業年度)	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社は収入金額	0.9%	法人の県民税と同じ
		外形対象法人は所得金額、付加価値の額及び資本金等の額(H27年4月以後開始する事業年度に対する税率は変更)	(所得割) 400万円以下の額 … 2.2% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 3.2% 800万円を超える額… 4.3% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 4.3% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%		
		普通法人は額	400万円以下の額 … 3.4% 400万円を超え800万円以下の額 …………… 5.1% 800万円を超える額… 6.7% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 6.7%		
		特別法人は額	400万円以下の額 …… 3.4% 400万円を超える額… 4.6% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 4.6%		

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額（国税）	63分の17	国の消費税と同じ
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者			
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日	
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 860円 (旧3級品は1,000本につき411円)	翌月の末日 (毎月)	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～800円	翌月の15日 (毎月)	
※2自動車税	自動車の所有者	乗用車	営業用 7,500円～40,700円 自家用 29,500円～111,000円	5月31日	
		貨客乗用車	営業用 10,200円～21,300円 自家用 13,200円～28,500円		
		バス	営業用 12,000円～29,000円 一般乗合用 26,500円～64,000円 その他 33,000円～83,000円		
		トラック	営業用 積載量8トン以下 6,500円～29,500円 積載量8トンを超えるもの 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算		
		自家用 積載量8トン以下 8,000円～40,500円 積載量8トンを超えるもの 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算			
鉱区税	県内に鉱業権をもっている者	鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日	
※3狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの	16,500円	狩猟者の登録を受ける日	
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	11,000円		
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの	8,200円		
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	5,500円		
		第二種銃猟免許	5,500円		
※4自動車取得税	自動車の取得者	自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 3% その他 2%	自動車の登録をするとき	
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)	
核燃料税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	8.5%	核燃料挿入日から2月後の月の末日	
		発電用原子炉の熱出力	1課税期間(3ヶ月)につき、千kwあたり 41,100円	各課税期間の末日の翌日から2月以内	
産業廃棄物減量税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月末日	

- ※1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税（国税）が課されます。
- ※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費

152 税制の状況

基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約50%又は約25%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約10%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）

※3 平成31年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。

①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税

②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税

③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減

※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

※4 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。